

議案第 77 号

江別市議会議員及び江別市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

江別市議会議員及び江別市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 11 月 26 日提出

江別市長 後 藤 好 人

江別市議会議員及び江別市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

江別市議会議員及び江別市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 4 中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 8 条中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の江別市議会議員及び江別市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。